

男鹿市告示第111号

男鹿市市民サービス窓口設置運営要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年9月29日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市市民サービス窓口設置運営要綱の一部を改正する告示

男鹿市市民サービス窓口設置運営要綱（令和4年男鹿市告示第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前										
(名称及び位置) 第2条 市民サービス窓口の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 市民サービス窓口の名称及び位置は次のとおりとする。										
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>男鹿市いとく市民サービス窓口</td><td>男鹿市船越字内子218番地1外</td></tr><tr><td>北浦コミュニティセンター市民サービス窓口</td><td>男鹿市北浦北浦字杉原9番地1</td></tr></tbody></table>	名称	位置	男鹿市いとく市民サービス窓口	男鹿市船越字内子218番地1外	北浦コミュニティセンター市民サービス窓口	男鹿市北浦北浦字杉原9番地1	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>男鹿市いとく市民サービス窓口</td><td>男鹿市船越字内子218番地1外</td></tr></tbody></table>	名称	位置	男鹿市いとく市民サービス窓口	男鹿市船越字内子218番地1外
名称	位置										
男鹿市いとく市民サービス窓口	男鹿市船越字内子218番地1外										
北浦コミュニティセンター市民サービス窓口	男鹿市北浦北浦字杉原9番地1										
名称	位置										
男鹿市いとく市民サービス窓口	男鹿市船越字内子218番地1外										
(開所日及び開所時間) 第3条 <u>男鹿市いとく市民サービス窓口</u> （以下「いとく窓口」という。）の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。ただし、市長が認めるときは、これを変更することができる。 (1)及び(2) (略)	(開所日及び開所時間) 第3条 <u>市民サービス窓口</u> の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。ただし、市長が認めるときは、これを変更することができる。 (1) 及び(2) (略)										
<u>2 北浦コミュニティセンター市民サービス窓口</u> （以下「北浦窓口」という。）の開所日は月曜日から											

改正後	改正前
<p><u>金曜日までとし、開所時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。</u></p> <p>(休日)</p> <p>第4条 <u>いとく窓口</u>の休日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休日とし、又は休日を変更することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>2 北浦窓口の休日は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>日曜日及び土曜日</u></p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律に規定する休日</u></p> <p>(3) <u>12月29日から翌年1月3日まで(前号に掲げる日を除く。)</u></p> <p>(取扱事務)</p> <p>第6条 <u>いとく窓口</u>で取り扱う事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p><u>2 北浦窓口で取り扱う事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付に関すること。</u></p> <p>(2) <u>印鑑登録及び印鑑登録証明書の交付に関すること。</u></p> <p>(3) <u>戸籍謄抄本の写し及び戸籍記録事項証明書の交付に関すること。</u></p> <p>(4) <u>戸籍の附票の交付に関すること。</u></p> <p>(5) <u>税関係証明書の交付に関すること。</u></p> <p>(6) <u>住民異動届出の受付に関すること。</u></p> <p>(7) <u>戸籍届書の受領及び生活環境課への送致に関すること。</u></p> <p>(8) <u>埋火葬及び斎場使用許可証の交付に関すること。</u></p> <p>(9) <u>交通災害共済及び不慮の災害共済の加入受付に関すること。</u></p> <p>(10) <u>使用料及び手数料関係業務に関すること。</u></p>	<p>(休日)</p> <p>第4条 <u>市民サービス窓口</u>の休日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休日とし、又は休日を変更することができる。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(取扱事務)</p> <p>第6条 <u>市民サービス窓口</u>で取り扱う事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(11) <u>公印の管理に関すること。</u></p> <p>(12) <u>市民サービス窓口の物品管理に関すること。</u></p> <p>(13) <u>市民サービス窓口の予算経理及び一般庶務に関すること。</u></p> <p>(14) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。</u></p>	
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。	

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。